

新潟市清掃審議会規則の改正について

循環社会推進課 企画グループ

1 現在の規則における問題点

(1) 委員の任期（規則第 3 条関係）

開始日：10 月 1 日 昭和 41 年審議会創設当初から

期 間：2 年間 審議会規則に規定

(2) 問題点

- ・現在の規則では改選期が年度の中に当たるため、年度を通じて諮問事項等の重要議案を審議する場合に途中で改選を迎えることとなり、継続的な審議に支障となる。又は、本来年度を通じて審議すべき案件を、9 月までに審議を終えるよう前倒ししなければならない。

2 規則改正案

次の改選時（令和 7 年度）は任期の終期を令和 9 年 3 月 31 日までとし、次回改選時（令和 9 年度）は任期が令和 9 年 4 月 1 日に開始とする。

- ・令和 7 年改選時のみ任期を令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年 6 か月とする。
- ・2 年の任期を定めた規則第 3 条には手をつけず、附則により特例を設け、今回のみの変更とする。

（参考）

○新潟市清掃審議会規則（抜粋）

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

（合併に伴う特例）

3 平成 17 年 10 月 10 日に委嘱された委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 9 月 30 日までとする。